

## 協会けんぽ青森支部からのお知らせ(令和2年11月)

もしこんなことがあったら…

**「第三者行為による傷病届」をご提出ください。**

事故



けんか



交通事故やけんか等によってけがをした場合(相手方の行為による負傷)の治療に、**保険証を使用した場合**は、「第三者行為による傷病届」の提出をお願いいたします。

### 「第三者行為による傷病届」とは

加害者(相手方)の情報や、事故発生状況、治療状況等をご記載いただくものです。

相手方の行為による負傷の治療費は、**本来加害者が負担**するものとなります。「第三者行為による傷病届」は、協会けんぽが加害者に対して、加害者が支払うべき治療費(健康保険で給付した分)を請求する際に必要ですので、すみやかに提出をお願いいたします。

詳しい手続きの内容や、申請書のダウンロードはホームページをご確認ください。

協会けんぽ 第三者行為

検索

## わが社の健康経営

このコーナーでは青森支部に健康宣言をご登録いただいている事業所様の、健康に関する取り組みをご紹介します。

今月は

**株式会社 阿部重組 様**

事業所所在地: 青森県青森市  
従業員数: 36名  
事業内容: 建設業

### 取り組み内容

日本一の短命県である青森県の中で、がんは死亡原因の第1位です。このため当社では職員の定期健康診断において厚生労働省が推奨する全てのがん検診に加え、腫瘍マーカーやピロリ抗体などの各種検査について全額会社負担とし実施しております。

### 取り組みのご感想を伺いました!

定期健康診断後の要精密検査該当者の再検査受診が、現在ではほぼ100%になり、社員の健康に対する意識も変わってきました。また何よりも、がん・腫瘍マーカーの検査が腫瘍(良性・悪性問わず)の早期発見につながっています。

今後も社員の健康増進を通じて、その家族の未来も守っていきたいと考えております。



# 協会けんぽに加入する40歳から75歳未満の方の 事業者健診結果をご提供ください

事業者健診結果の保険者への提供については「高齢者の医療の確保に関する法律」により義務付けられています。

(高齢者の医療の確保に関する法律第27条)

この法律によって事業主様が健診結果を保険者へ提供することが義務付けられており、個人情報である健診結果を協会に提供することに問題はございません。また、このような法律に義務付けがある場合、健診を受けた方(従業員様)の同意も必要ありません。(個人情報の保護に関する法律第23条)

## データを提供いただくメリット

「特定保健指導」を  
無料でご利用できます

提供いただいたデータをもとに、保健師・管理栄養士による特定保健指導が無料でご利用いただけます。

健康保険料率上昇の  
抑制につながります

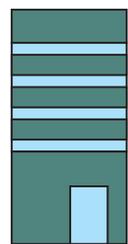
「インセンティブ制度」の評価指標である特定健診の受診率等が支部の健康保険料率に反映されます。

生活習慣病や重症化  
予防対策に活用します

提供いただいた健診結果データから、青森県内の健診結果の傾向値を分析し、加入者様の健康増進に活用します。

## 健診結果データ提供までの流れ

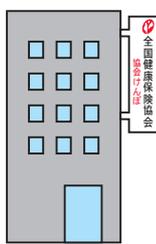
事業主様



①「健診結果の提供にかかる同意書」の提出

④対象者がいる場合、特定保健指導のご案内

協会けんぽ



②同意書提出の連絡

③健診結果データの提供

健診機関



事業者健診結果提供勧奨業務の一部を、東京ソフト株式会社へ委託しております。



同意書のダウンロードはこちら

事業主様には、上記①「健診結果の提供にかかる同意書」の提出をお願いいたします。

※様式等は、ホームページからダウンロードいただくか、支部にお電話いただければ郵送でお送りいたします。  
※定期健康診断の結果の写しを紙媒体でご提出いただく場合もあります。

上記に関するお問い合わせ先 協会けんぽ青森支部 保健グループ TEL:017-721-2723

## 令和2年度 歯科健診事業の受付を終了しました。

令和2年度 歯科健診事業は、実施予定者数に達したため、受付を終了いたしました。多数のお申込みをいただき、ありがとうございました。

歯科健診は、歯とお口の健康のため、定期的にご受診しましょう。令和3年度の歯科健診事業については令和3年4月以降にご案内予定です。